

【国土交通省】

土木研究所	事務及び事業の見直し
	<p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】</p> <p>土木研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>中期計画達成状況を平成22年度までに明らかにした上で、別海実験場及び湧別実験場を廃止する。</p> <p>平成21年度に朝霧環境材料観測施設について、敷地利用の集約化を図った上で、一部廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>平成21年度までに既存の研究組織を統廃合し、既設構造物の適切な維持管理など新たな社会的ニーズに応じた研究組織を設置する。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【自己収入の増大】</p> <p>競争的資金の獲得のため、応募に際しての指導・助言体制の強化等の取組により、自己収入の増大を図る。</p> <p>特許権等の知的財産の利用環境の整備等による特許料収入等の確保や保有する施設の外部機関への貸付け等の取組により、自己収入の増大を図る。</p>
建築研究所	事務及び事業の見直し
	<p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】</p> <p>建築研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>第2期中期計画期間の中間年度（平成20年度）に、社会的要請を再検討し、重点的研究開発課題を見直す。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>研究者の資質の向上を図るため、研究者の業績を評価するシステムについて、平成19年度中に、評価システムの運用上の課題整理を行い、平成20年度から導入する。</p> <p>【民間委託の推進】</p> <p>平成21年度に車両運転管理業務について競争入札により外部委託する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等の見直し】</p>

	<p>平成20年度までに、屋外火災実験場観測制御室を廃止する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p>【業務運営体制の整備】 事務運営の効率化を図るため、平成19年度中に、決裁の電子化の導入に関する運用上の課題整理を行い、平成20年度に簡易な決裁について電子決裁に移行する。</p> <p>【自己収入の増大】 競争的資金の獲得のため、応募に際しての指導・助言体制の強化等の取組により、自己収入の増大を図る。 特許等の出願を奨励し、積極的に技術指導を実施することや実験施設の貸出し等による取組により自己収入の増大を図る。</p>
交通安全環境研究所	<p>事務及び事業の見直し</p>
	<p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 統合に合わせて、自動車審査・リコール関係業務を、車検業務を実施する自動車検査独立行政法人に移管する。</p>
	<p>組織の見直し</p>
	<p>【法人形態の見直し】 交通分野の4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）について、1法人に統合する。 なお、自動車審査・リコール関係部署は、交通分野4研究機関の統合に合わせて、車検業務を実施する自動車検査独立行政法人に移管する。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】 以下の研究施設については、当該施設を利用した研究調査が終了していることから、平成21年度までに廃止する。 照明実験施設 写真解析施設</p> <p>以下の研究設備については、利用頻度が低下していることから、廃止することとし、その廃止時期・方法について平成20年度中に結論を得る。 重連車両模擬試験設備 慣性モーメント測定設備</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>

	<p>【業務運営体制の整備】 所内フォーラムの実施や審査担当者に対する所内資格認定制度の活用により、職員に対する指導、研修の一層の充実・強化を図る。</p> <p>【自己収入の増大】 共同研究・受託研究の増加、知財収入の増加、競争的資金の獲得等により自己収入の増大を図る。</p>
海上技術安全研究所	事務及び事業の見直し
	<p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 4 研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>【船舶に係る技術に関する研究開発】 要素技術が確立しており、海上技術安全研究所の役割は終了していることから、以下の研究については、平成19年度で廃止する。 新材料研究開発の研究 CO₂ 深海貯留研究</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】 交通分野の4 研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）について、1 法人に統合する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】 知財専門家の活用により、業界の潜在的なニーズ調査を踏まえ、現有知財の有効活用の検討など戦略的な知財の登録・活用や休眠知財の掘り起こしを実施する。 船舶の設計・開発に活用でき、省エネルギーの観点から最適な船体構造等計算プログラムなどの販売により知財収入の増加を図る。 民間からの委託研究の受託に積極的に取り組むことにより自己収入の増大を図る。</p>
港湾空港技術研究所	事務及び事業の見直し
	<p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 4 研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な</p>

	<p>研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>平成21年度までに外部評価委員会の意見を踏まえつつ、重点化すべき研究等について見直しを行うとともに、平成22年度末までに津波防災対策や国際基準の策定等の国際貢献に資する研究に研究資源を重点化する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 交通分野の4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）について、1法人に統合する。</p> <p>【組織体制の整備】 平成22年度末までに施工・制御技術部の廃止を含め、研究部を再編する。 平成22年度末までに行政職職員の人員を平成18年度に比べ2割削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】 外部競争的資金の獲得のための体制である所内アドバイザー制度について、民間研究機関等外部機関との共同研究・受託研究を更に推進するため、平成22年度までに共同研究・受託研究に関しても拡充し、自己収入の増大を図る。 特許等の知的財産権について講演会やホームページ上での広報等によりその活用を促進する、寄附金について募集の仕組みを工夫するなどの取組により、自己収入の増大を図る。</p>
<p>電子航法研究所</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>【電子航法に関する研究開発】 「新航空管制システムの構築に関する基礎研究」は平成19年度で廃止し、航空交通管理手法の開発等、迅速かつ的確な解決が求められる重要な政策課題に特化する。 航法システム開発分野の以下の2研究課題を廃止し、当該分野において最も重要な課題である安全性に関する研究に特化する。 静止衛星型衛星航法補強システム衛星航法補強システムの2周波対応に関する研究（平成19年度廃止）</p>

	<p style="text-align: center;">高カテゴリGBASのオペラビリティ向上とGNSS新信号対応に関する研究（平成20年度廃止）</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 交通分野の4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）について、1法人に統合する。</p> <p>【組織体制の整備】 航空交通管理に関する研究において、海外等の外部人材を積極的に活用する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 内部統制検討委員会を立ち上げるとともに、情報セキュリティ研修や著作権講習会を実施する等、当該機能を強化する。 業務・事業に適した管理会計の在り方について検討し、組織及び研究開発のマネジメントを充実させる。</p> <p>【自己収入の増大】 共同研究、受託研究について数値目標（年間20件）を設定し、自己収入の増大を図る。</p>
航海訓練所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【社船実習の活用】 現在、航海訓練所は、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構から乗船実習を受託し、一元的にこれを実施しているが、船社のニーズの多様化を踏まえ、一定の要件を備えた社船における実習については、航海訓練所における実習と同等の乗船履歴として認めることとし、平成20年度中に措置する。</p> <p>【帆船実習の在り方】 航海訓練所が、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構からの委託により実施している乗船実習の一部において、現在、帆船実習が義務付けられているが、平成20年度中に、水産系大学、海上保安庁等の例と同様に、帆船実習の義務付けを廃止するとともに、帆船実習の時期・期間の見直し等の措置を講ずる。</p> <p>【遠洋航海等を希望しない学生への措置】 現在、海技資格の取得には、一定期間の航海実習を行うことが義務付けられている。この航海訓練所が行う航海実習のうち、最後の6カ月の遠洋航海等においては、陸上就職が内定しているなど、その開始時点において遠洋航海等を希望しない者も含まれている。こうした学生が卒業に困難を来すことのないよう、必要な措置について関係府省と協議し、平成20年度中に結論を得る。</p>

	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所の見直し】 連絡調整室（東京）を平成20年度中に廃止する。</p> <p>【船隊構成の見直し】 内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、平成23年度までに、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】 航海訓練所における航海訓練費用については、現在ほぼ全額が国費負担となっているため、航海訓練所に対する訓練委託費の見直しについて、平成20年度中に委託機関との間で協議する。 今後、事業規模の大きい外航海運会社については、自ら運航する船舶による航海訓練の実施または航海訓練費用の一部負担のいずれかを求めることとする等、航海訓練に係る官民分担の在り方について検討し、平成20年度中に結論を得る。</p>
海技教育機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【船員再教育事業】 上級海技士資格取得コースのうち、1級及び2級海技士コースを平成20年度から廃止する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】 海技大学校の児島分校については、その機能を海技大学校本校等へ統合し、校舎は廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】 平成18年4月の海技大学校と海員学校の統合を踏まえ、本部における管理機能を強化し、法人の一層の効率的運営を図るため、本部と各学校（9校）の人員配置の見直しを行う。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】 実務教育の実施に当たっては、当該教育に係る実費及び海運業界の状況等を勘案しつつ、適切な受益者負担を導入する。 海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料については、人材確保上教育機関として魅力を失わないことに配慮しつつ、将来的に公立の高等学校の水準を確保するべく、段階的に引き上げる。</p>

航空大学校	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【航空機操縦士養成事業】 操縦士の養成については、民間での養成も行われている現状にかんがみ、航空大学校においては、民間養成機関への技術支援にも重点を置くこととし、平成20年度以降、逐次必要な措置を実施する。 将来において、民間養成機関の成熟状況を見極めつつ、航空大学校の業務の在り方について検討を開始し、平成22年度に結論を得る。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【職員数の削減】 平成22年度までに職員を対平成17年度末比で10%程度削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】 航空大学校の授業料については、広く人材を発掘し育成する観点にも配慮しつつ、受益者負担の拡大の可能性について検討し、平成20年までに結論を得て、以降速やかに措置する。</p> <p>【業務運営体制の整備】 航空大学校が支出する経費について、学生教育・訓練に直接的に関わる経費、間接的に関わる経費、その他経費に分類して整理することにより、コスト構造の明確化を図り、各コストの増減傾向等を分析する。これを踏まえ、適切な教育コストを把握・抑制し、管理運営の効率化を推進する。</p>
自動車検査	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【自動車検査・審査業務等の一元化】 交通分野の4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）の統合に合わせて、交通安全環境研究所から自動車審査・リコール関係業務を移管する。</p> <p>【自動車検査業務】 法人における業務の縮減の観点から、民間指定整備工場による指定整備率の向上を図る（平成22年度までに、平成17年度実績に比べ5ポイント〔72%→77%〕向上の見込み）。</p> <p>【民間競争入札の適用】 「中央実習センター」（東京都）の管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。 自動車検査業務（保安基準適合性審査）に用いる検査機器の保守管理業務（関東検査部管内23事務所で行われるもの）について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。</p>

	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の見直し】 交通分野の4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）の統合に合わせて、交通安全環境研究所から自動車審査・リコール関係部署を移管する。その際、当該部署の人員・運営費交付金について、移管後の規模が移管前の規模を超えることがないよう、組織体制の見直し・業務運営の効率化を行う。 年度末等の繁忙期においても業務に支障を来さないよう工夫しつつ、指定整備率の向上等による業務量の減少を踏まえ、平成22年度までに、大都市部を中心に検査コース数を7コース程度削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 要員配置の見直し、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応すべく、新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実させる。</p>
<p>鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【鉄道建設等業務】 現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層のコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公開する。 整備新幹線の建設に係る進ちょく状況について、ホームページなど国民に分かりやすい形で随時、適切に公表する。 鉄道建設に係る受託業務については、鉄道事業者による建設が技術的に困難な場合など支援を行う必要性が高いものに限定する。このため、外部有識者からなる第三者委員会を新たに設置して具体的な受託基準を策定し、当該基準に適合しているか同委員会で審議した上で受託工事の実施を判断する。 受託工事に係るコスト縮減の状況やその効果について第三者委員会で検証し、その結果をホームページなどで公表する。</p> <p>【船舶共有建造等業務】 平成21年度までを重点集中改革期間とする「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」（平成16年12月20日国土交通省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構）（以下、「見直し方針」という。）に基づく取組を推進し、見直し方針の目標を確実に達成することを目指す。 重点集中改革期間終了後の業務の在り方については、同期間における取組の成果を検証した上で、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を改めて検討し、所要の見直しを行う。</p>

	<p>【高度船舶技術開発等業務】 利子補給及び債務保証を廃止する。 債務保証の財政的基盤となっている基金を廃止し、その資金の拠出者等関係者の合意が得られた場合には、実用化助成に重点的に活用する。実用化助成の実施に当たっては、内航船舶の効率的な運航に資することに配慮し、実用化された場合の波及効果を踏まえた助成を行う。</p> <p>【基礎的研究業務】 氏名、経歴等を伏せ、計画だけで審査を行う「マスキング評価」などの方策を導入し、一層の公正・透明性のある研究課題の採択を行う。また、国土交通省所管の研究所で実施している研究内容も把握した上で採択し、研究内容の重複を避ける。 研究費の不正使用等の防止に関する取組の充実や、研究成果の長期的なフォローアップによる社会への還元状況の検証を行う。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
<p>国際観光振興機構</p>	<p>【保有資産の見直し】 箱根分室を平成20年度内に売却する。 麻布分室を売却するものとし、売却時期等について速やかに検討する。 松戸宿舎C棟等を平成20年以降に売却する。 習志野台宿舎B棟等について、次期中期計画に盛り込まれた業務の進捗よく状況、入居状況等を勘案しながら、集約化を図る。</p> <p>事務及び事業の見直し</p> <p>【海外宣伝事業】 市場別の事業計画を策定・公表し、それに基づき海外での情報収集・発信の更なる推進、現地旅行会社等へのプロモーション活動の強化等に取り組み、国際観光振興機構の海外における機能強化を図る。 海外観光宣伝事務所の業務については、次期中期目標等において、事務所ごとのパフォーマンスを示す明確な指標を設定するとともに、業務実績やセグメント情報等の公表の充実を図ることにより、活動内容や事業の成果について客観的な説明を行う。</p> <p>【国内受入体制整備支援事業】 ビジット・ジャパン案内所指定・支援業務については、地方運輸局や地方公共団体、業界団体等関係機関との役割分担や各案内所に求められるサービス内容を踏まえ、次期中期目標期間終了時までには事業の在り方を検討する。</p> <p>【国際コンベンション誘致事業】 国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、次期中期目標等において、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施する。</p> <p>【アウトカム指標の設定に向けた取組】 国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献等の活動成果がより</p>

	<p>明確となるようなアウトカム指標の設定に向け、次期中期目標等において実効性のある取組内容を明記し、着実に実施する。</p> <p>【民間競争入札の適用】 海外観光宣伝事務所が行う旅行博覧会や展示会等への出展業務（出展申込み、共同出展者の募集に係る連絡業務、ブースデザイン案の作成・施工、ブースアテンド業務等）について、平成21年度実施分から、全13カ所の事務所のうち1事務所において、民間競争入札を実施する。通訳案内士試験業務（筆記試験問題案作成、試験申込み受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務）について、平成21年度試験分から、民間競争入札を実施する。（試験会場の確保業務は原則すべての試験会場について実施）</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】 ビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）事業を着実に推進していくため、国際観光振興機構とVJC実施本部事務局の組織・機能を一元化する。その際、海外宣伝事業担当部門は民間からの出向者・中途採用者を積極的に活用するなど、現在のVJC実施本部事務局が発揮している機能が維持できる体制を整備する。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】 組織の改編や官民競争入札等の導入等を通じて本部をスリム化し、海外観光宣伝事務所へ経営資源を重点的に配分する。その際、海外観光宣伝事務所の組織体制を整備するため、民間からの出向者・中途採用者や現地採用職員を積極的に活用する。 国からの出向者については、プロパー職員の育成状況等を踏まえ、段階的に縮小する。 事務所数や配置の適正性について、市場の動向に即して不断の見直しを行う。 日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。</p>
水資源機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【建設事業】 現在計画策定中又は本体工事に着工していないダム等の建設については、次期再評価時において、水需要の動向を踏まえた必要性、費用対効果、事業進捗の見込み等について、予断を持つことなく厳格な評価を実施し、事業の実施が必要と認められるもののみ継続する。 現在建設中の事業については、特定事業先行調整費制度の活用、利水者等の関係者間との連携強化により、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図る。</p> <p>【管理業務】 監視システムの全施設導入等による一層の機械化・電子化を推進するとともに、権利調整等の水資源機構職員にしかできない業務内容を精査し、コストの検証をした上で民間委託の範囲を拡大することにより、</p>

	<p>人件費を始めとする管理コストの削減を図る。</p>
	<p>組織の見直し</p>
	<p>【組織体制の整備】 本支社のスリム化や近隣事務所の統合を行うとともに、総合技術推進室と現場事務所が一体となった効率的、機動的な業務の実施を推進する。 本社、支社・局、事務所ごとの要員配置計画を作成し、計画的に要員配置の見直しを行う。また、当該計画とあわせ出先機関の統廃合を進めること等により、その配置についても計画的に見直しを行う。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p>【業務運営体制の整備・情報公開】 水資源機構発注の水門設備工事に係る入札談合行為に旧水資源開発公団の元役職員が関与していたことにより国民の信頼を著しく損ねたこと等を踏まえ、以下の措置を講ずることにより、内部統制を抜本的に強化し、体制の整備と信頼の回復を図る。 当面の取組（既に実施中の取組を含む。）として、全職員、退職者等を対象とした談合防止に係る説明会の開催等による法令遵守の徹底、一般競争入札方式の拡大による競争性・透明性の強化、ペナルティの強化（指名停止期間の延長）等を図る。 内部統制体制の整備を図るため、倫理行動指針の策定、倫理委員会の設置、コンプライアンス推進責任者の選任、コンプライアンス専門窓口の設置、リスク管理体制の整備、監事の機能強化等を行う。 コスト縮減に向けた方針等を策定し、達成目標等を明確化することにより、コスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公表する。その際、建設事業・管理業務ともに、事業実施主体間でのコスト比較を検討する。</p> <p>【保有資産の見直し】 本社宿舎については、平成24年度までに高円寺等の既存宿舎用地等を処分することにより、本社近傍（さいたま市）に新宿舎を建設して集約化する。さらに、新宿舎の建設による集約化により、平成25年度以降に本社から遠距離となっている宿舎の処分を検討する。 本社以外の宿舎については、平成24年度までに未利用宿舎及び将来未利用になる宿舎を売却等により処分する。また、低利用宿舎は、再編・整備、それに伴う処分等の可否について検討を行う。 本社等の会議所については、原則として売却等の処分を行う。</p>
自動車事故対策機構	<p>事務及び事業の見直し</p>
	<p>【生活資金貸付】 債権回収経費について、平成20年度に平成18年度末比で20%程度を目</p>

	<p>途に経費の一層の削減を進める。</p>
	<p>組織の見直し</p>
	<p>【組織体制の整備】 管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成20年度中に、平成18年度末比で10%に相当する管理職（194人中19人）を削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p>【随意契約の見直し】 4カ所ある療護センターの警備・清掃等の施設管理業務については、平成20年度から、一般競争入札を導入する。</p> <p>【自己収入の増大】 療護センターが保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託する。 指導講習業務・適性診断業務について、IT化による事務の効率化等により経費の節減を図りつつ、受講者数・受診者数の増加努力や受益者の実費負担率の向上により、自己収入比率を平成23年度までに50%以上（平成18年度実績41.6%）に引き上げる。</p>
空港周辺整備機構	<p>事務及び事業の見直し</p>
	<p>【緑地造成事業】 平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。</p> <p>【再開発整備事業】 第1種区域（第2種区域を除く）で行っている事業については、一定の経過措置期間終了後、事業を廃止する。 今後の再開発整備事業は、第2種区域に限定して実施することとし、あわせて、更なる民間事業者の活用等による実施を検討する。</p> <p>【代替地造成事業】 代替地造成事業については、周辺地方公共団体等関係者に対する一定の周知期間を置いた上で、平成21年度に廃止する。</p> <p>【民家防音事業】 工事積算方法の簡略化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。また、当該事業における空調機工事単価及び空調機の機能低下に係る調査等の業務委託費について、単価及び調査項目を見直すとともに、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。 事業の在り方については、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、抜本的に見直す。</p> <p>【移転補償事業】</p>

	<p>機構が行う移転補償事業については、平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。</p>
	<p>組織の見直し</p>
	<p>【法人形態の見直し】 組織・定員について、平成20年度に、以下の措置を講じる。 部の廃止、統合 大阪事業本部において事業第二部を廃止し、事業第一部と統合し、事業部とする。 課の廃止 大阪事業本部において移転補償課を廃止する。 定員削減 部長1名、職員2名、合計3名の定員削減を図る。 平成20年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行うこととしており、このような抜本的な見直しと将来の事業量の推移を踏まえ、関係地方公共団体とも協議を行いつつ、独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、平成22年度までに結論を得る。</p>
<p>海上災害防止センター</p>	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 海上災害防止センターの業務については、事故船舶所有者等が防除措置を講じない場合等においても迅速かつ効果的な防除措置を講ずる観点から、以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずる。 緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施 上記 に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補てん 防災基金への国の関与</p>
<p>都市再生機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【都市再生事業】 都市再生機構が行う都市再生事業は、現在計画実行中のものを除き、防災性の向上や環境の改善、地方の都市再生など公の政策目的に資するものに限定する。 都市再生機構が行うべき都市再生事業の機構施行としての事業実施や参加組合員としての事業参加については、当該手法で事業を実施する必要性、事業の採算性、賃貸住宅政策上の必要性等があるものに限定</p>

することとし、それらを判断するための基準を平成19年度内に明確化する。

機構施行としての事業実施又は参加組合員としての事業参加の決定に当たり、上記の基準への適合について検証した上で、直近に開催される外部有識者からなる事業評価監視委員会に報告し、同委員会において検証結果の評価を行うとともに、都市再生機構は、評価結果を公表することにより説明責任を果たす。

上記のほか、地域のまちづくりの方針との関係で支障がない事業については、売却を進め、民間の事業機会創出のバックアップに努める。

【賃貸住宅事業】

賃貸住宅ストックの有効活用を図るとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の趣旨も踏まえ、募集時の優先入居や福祉施設の誘致により、高齢者、子育て世帯等の政策的に配慮が必要な者への適切な賃貸住宅の供給に重点化する。

すべての賃貸住宅団地を対象に、居住者の居住の安定に配慮した上で、賃貸住宅の削減目標や団地ごとに建替え、リニューアル、規模縮小、売却等の方向性を明確にした再編計画を平成19年内に策定し、できる限り規模の適正化に努める。なお、保有する資産を売却するに当たっては、適正な価格で売却するよう努める。

独立行政法人都市再生機構法第26条第1項第2号の要件を厳格に運用し建替事業を厳選した上で、賃貸住宅の削減戸数を明確にする。

市街地再開発事業の施行等に伴う賃貸住宅の新規供給については、原則として行わないものとする。

賃貸住宅事業について、国民への説明責任を果たすため、減額家賃適用入居者の数、家賃減額の総額等を公表する。

UR営業センターにおけるすべての業務及びUR営業センターに近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務について、民間競争入札を実施する。

【ニュータウン事業等】

ニュータウン事業についてはこれまでの計画を前倒しして供給・処分を完了するよう努め、特定公園施設業務についてはこれまでの計画を前倒しして業務を完了するよう努める。

組織の見直し

【組織の見直し】

都市再生機構の政策目的に沿って業務の見直しを行った上で、これらの業務に即した組織形態を検討し、3年後に結論を得ることとする。

【組織体制の整備・情報公開】

関連会社等と随意契約とする必要性、契約額の適正性等について改めて検証した上で、関連会社等を含めた都市再生機構全体の事業実施の在り方を抜本的に見直すとともに、契約に係る情報を公表することにより透明性を確保する。

(財)住宅管理協会については、組織形態を見直すことにより連結決算を行うなど、都市再生機構との関係等について情報を公表し、透明

性を確保する。
ニュータウン事業縮小に伴い、体制を縮小する。

運営の効率化及び自律化

【関連会社等との随意契約の見直し】

関連会社等との随意契約について、原則すべて競争性のある契約方式への移行を図る。

都市再生機構においては平成18年度末において4,955億円の繰越欠損金をかかえているにもかかわらず、関連会社等の中には剰余金を生じているものもあり、関連会社等との随意契約の見直しとあわせ、関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検証の上、機構の政策目的にふさわしい活用方策を講ずるものとする。

【組織体制の整備・情報公開】

事業リスクの管理を徹底し、その精度を向上させる。

人員について、平成20年度末目標4,000人体制から平成25年度末までに更に2割削減する。

【保有資産の見直し】

事務所再編計画を策定し、不要となった事務所は処分を行う。その際、本社及び新宿アイランドタワーについては、リースバックでの対応も検討する。

研修センターについて、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、売却等の可能性について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討する。

証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性について、早急に検討を進める。

分室については、平成19年度末までに売却する。ただし、再開発予定地区にある分室については、当該地区の事業進捗により存廃を決定する。

保養所については、平成20年度末までに一括して処分する。

宿舎については、平成20年度末までに、平成21年度以降5年間の宿舎再編計画を策定し、不要宿舎は廃止・処分する。

倉庫については、平成20年度以降に倉庫再編計画を策定し、不要倉庫は処分する。

賃貸事業用事務所等施設については、従前権利者との関係等売却の前提条件を整理した物件から随時売却を進める。

居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）については、借地人から買受けの申出があり、敷地利用上の制限がなく、地方公共団体等との必要な調整が整ったものは売却を実施する。

分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ、売却等処分を推進する。

平成19年度にニュータウン等事業の一部の事業用定期借地について、環境が整い次第、証券化を進める。

ニュータウン地区内の利便施設について、賃借人である施設運営会社

	との協議が整い次第、売却する。
奄美群島振興開発基金	事務及び事業の見直し
	<p>【融資業務・債務保証業務】</p> <p>奄美群島振興開発基金の根拠法である奄美群島振興開発特別措置法が平成20年度末に期限切れとなることを踏まえ、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討する。見直しに当たっては、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等に係わる奄美群島振興開発審議会の審議、今年度において実施されている鹿児島県の総合調査等における奄美群島振興開発基金による金融措置の効果の検討及び今後の在り方の検討等を踏まえつつ行う。</p> <p>上記見直しの結果、平成21年度以降も業務を継続する場合は、以下の事項について速やかに実施する。</p> <p>融資業務及び債務保証業務について、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内事業者の状況、近年の利用実績の分析等を踏まえ、民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等で対応できない、又は奄美群島振興開発基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止する。</p> <p>融資業務については、利用頻度の少ない、又は一般金融機関でも十分対応可能な融資メニュー等について、今後の奄美群島の振興開発の在り方等の検討の中で廃止、縮小、統合等を含め検討し、平成20年度までに結論を得る。この中で、短期運転資金については、特に奄美群島の振興開発に必要なものに限定する方向で検討する。</p> <p>債務保証業務については、保証限度額及び民間金融機関との適切なリスク分担の在り方について、今後の奄美群島の振興開発の在り方等の検討の中で、保証のカバー率を引き下げる等の方向で見直しを行い、平成20年度までに結論を得る。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>ガバナンスの充実に向け、コンプライアンスの徹底を図り、内部検査体制、情報開示の充実等に努め、実効ある業務実施体制を構築する。</p> <p>審査の厳格化、債権管理・回収の強化等により資産の健全性を向上させるとともに、自己収入の増加、一般管理費の抑制等により収支改善を推進することにより、単年度収支の改善及び累積欠損金の着実な削減による財務の健全化を図る。</p> <p>中小企業信用情報データベースの活用等による審査の厳格化、期中管理の強化等による新規延滞債権発生抑制、効果的な法的措置の促進、督促の励行等管理・回収の強化による回収金の増額、経営支援・再生支援等による債権の優良化等により、リスク管理債権の削減に努める。</p>
日本高速道路保有・	組織の見直し

<p>債務返済機構</p>	<p>【組織体制の整備】 現在、経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について、国の行政機能等の地方への早期移転の実現、日本高速道路保有・債務返済機構における金融関連業務のノウハウの蓄積、賃料負担軽減を含む経済合理性等の観点から総合的に勘案しつつ、現中期目標期間終了時までには検討する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p>【業務運営体制の整備】 対外的に理解の得られるラスパイレス指数の達成のため、日本高速道路保有・債務返済機構の業務内容に応じた適材適所の人員配置を各出向元の協力を得ながら推進し、組織運営の効率化を徹底する。 また、このような取組を通して、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において定められた人件費5%以上削減（平成18年度～平成22年度）を、平成21年度までに前倒しして達成する。 役職者の割合が高くなっていることがラスパイレス指数を高めている一因であることにかんがみ、管理職の削減、配置の適正化を含めた組織体制の見直しを図ることとし、現中期目標期間中に具体的な見直し計画を策定する。 内部統制委員会の更なる活用等による内部統制機能の強化を図るとともに、役職員の法令遵守等の意識向上のための講習会を実施する。 債務返済計画を踏まえた適切な債務の残高の管理や業務運営に関する透明性を確保する。</p>
<p>住宅金融支援機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p>
	<p>【証券化支援業務】 住宅金融支援機構が提供する証券化支援ローンに関しては、業務運営の効率化による調達コストの低減及び標準的な指標銘柄たる機構MBSの継続的・安定的発行を通じ証券化市場の育成・拡大に引き続き努める一方で、民間金融機関のリスク評価、負担能力を育成し、将来的な金利変動による国民経済的コストを縮小する観点から、保証型スキームに関し、オリジネーターである民間金融機関の利用者に対する審査的確性を確保しつつ活用を促す方策等の検討を行う。 また、8,000万円を超える融資等、融資選別の防止に伴う費用の吸収や住宅政策目的の達成のために推進する必要があるとは認められない融資の証券化については、対象としないこととする。</p>
	<p>組織の見直し</p>
	<p>【法人形態の見直し】 住宅金融支援機構は、一般個人向け直接融資から撤退するなど民間金融機関の支援・補完に徹しているが、今後、更に、環境対応住宅政策</p>

の推進、住宅の耐震化、高齢者・子育て世帯等の社会政策的な配慮などの新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り方を検討し、2年後に結論を得ることとする。

【支部・事業所等の見直し】

市場動向や国民ニーズ、証券化支援業務の普及状況等を踏まえつつ、業務の一層の効率化の観点から、支店の機能を含めた組織の在り方について、機動的に見直しを実施する。

一般個人向け直接融資からの撤退に伴い、既往債権管理事務が縮小されることに対応し、関係部局を縮小するとともに、証券化支援業務を主要業務とした組織の重点化を行う。

業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、平成23年度末までに常勤職員数を平成19年度に比べ10%以上削減する。

運営の効率化及び自律化

【保有資産の見直し】

北海道支店北5条宿舎（1号）ほか2件の宿舎については、平成19年度中に処分する。

本店本町ほか57件の宿舎について、平成19年度中に宿舎整理計画を策定し、平成20年度以降、計画に基づき不要宿舎を売却する。

公庫総合運動場については、株式会社日本政策金融公庫が設立される平成20年10月に向け、共有他法人との協議を行い、処分について検討する。